

三重大学教育学部附属教育実践総合センター規程

(平成11年4月1日制定)

(趣旨)

第一条 この規程は、国立大学法人三重大学学則第十条第二項の規定に基づき、三重大学教育学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第二条 センターは、教育実践についての総合的研究を行うとともに、その成果に基づいて教育の発展充実に寄与することを目的とする。

(部門)

第三条 センターに、次の部門を置く。

- 一 教育工学部門
- 二 教育実践研究部門
- 三 教育臨床研究部門

(事業)

第四条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 教育工学及び情報教育に関する研究と指導
- 二 教育実践及び教師教育に関する研究と指導
- 三 教育臨床に関する研究と指導
- 四 プロジェクト研究の推進及び援助
- 五 研究成果の刊行
- 六 研修会及び研究会等の開催
- 七 関連の教育研究情報の収集と公開
- 八 他の教育研究機関との研究協力
- 九 その他センターの目的を達成するために必要な事項

(職員)

第五条 センターに、次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 専任教員
- 三 その他必要な職員

(センター長)

第六条 センター長は、センターの管理運営に関する業務を総括する。

2 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引続き四年を超えることはできない。

3 センター長が任期満了前に辞任するか、又は欠員となったときの後任者の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の任期の残余期間とする。

(センター長候補者の選出)

第六条の二 センター長は、三重大学教育学部（以下「学部」という。）の教授のうちから第十条に定める運営委員会の推薦に基づき、教授会の議を経て学長が選考する。ただし、特任教員は選考候補者としない。

2 センター長候補者の選出は、教授会構成員の単記無記名投票によるものとし、有効投票の過半数を得た者を候補者として決定する。過半数に達しない場合は、再度投票を行う。

(専任教員)

第七条 専任教員は、各部門に所属し、センターの業務に従事する。

(客員教授)

第八条 センターに、客員教授を置くことができる。

2 客員教授の選考は、国立大学法人三重大学客員教授及び客員准教授選考規程の定めるところによる。

(兼務教員)

第九条 センターの事業に参画し、研究指導に関する業務を兼務する教員（以下「兼務教員」という。）を置くこ

とができる。

2 兼務教員は、学部及び附属学校の専任教員のうちからセンター長の推薦に基づき、教授会の議を経て学部長が任命する。ただし、附属学校教員の場合は当該附属学校長の承認を得るものとする。

3 兼務教員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第十条 センターの管理及び運営に関する重要事項を審議するため、三重大学教育学部附属教育実践総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究員及び研究協力員)

第十一条 プロジェクト研究やセンターを利用しての研究を推進するために、センターに研究員及び研究協力員を置くことができる。

2 研究員は、学部及び附属学校の専任教員のうちから学部運営委員会の推薦に基づき、教授会の議を経て学部長が委嘱する。

3 研究協力員は、研究員に協力して研究を行う教育関係者で、運営委員会及び教授会の議を経て学部長が委嘱する。

4 研究員及び研究協力員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(規程の改正)

第十二条 この規程の改正は、教授会の承認を得なければならない。

(雑則)

第十三条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

2 三重大学教育学部附属教育実践研究指導センター規程（昭和六十二年五月二十一日制定）は、廃止する。

3 この規程の施行後最初に任命されるセンター長の任期は、第六条第三項の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までとする。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 平成十六年三月三十一日にセンター長の職にある者（以下「旧センター長」という。）は、この規程により選考されたものとみなす。

3 前項により任命されたセンター長の任期は、第六条第三項の規定にかかわらず、旧センター長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十年六月十一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十年十月八日から施行する。